

水際措置の見直し（案）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（関連部分抜粋）（令和3年9月9日変更）

- ・ B. 1. 617. 2系統の変異株（**デルタ株**）に、全国的に**ほぼ置き換わった**と考えられること
- ・ 今後も**新たな変異株が発生しうる**ことを見据え、「**水際対策上特に対応すべき変異株**」と従来株を含むそれ以外の新型コロナウイルスに分類し、**新たな変異株に関する知見、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況などのリスク評価に基づき、また、国内外でワクチンの接種が進む中においては、ワクチンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講ずる**など水際措置の**段階的な見直し**に取り組む。

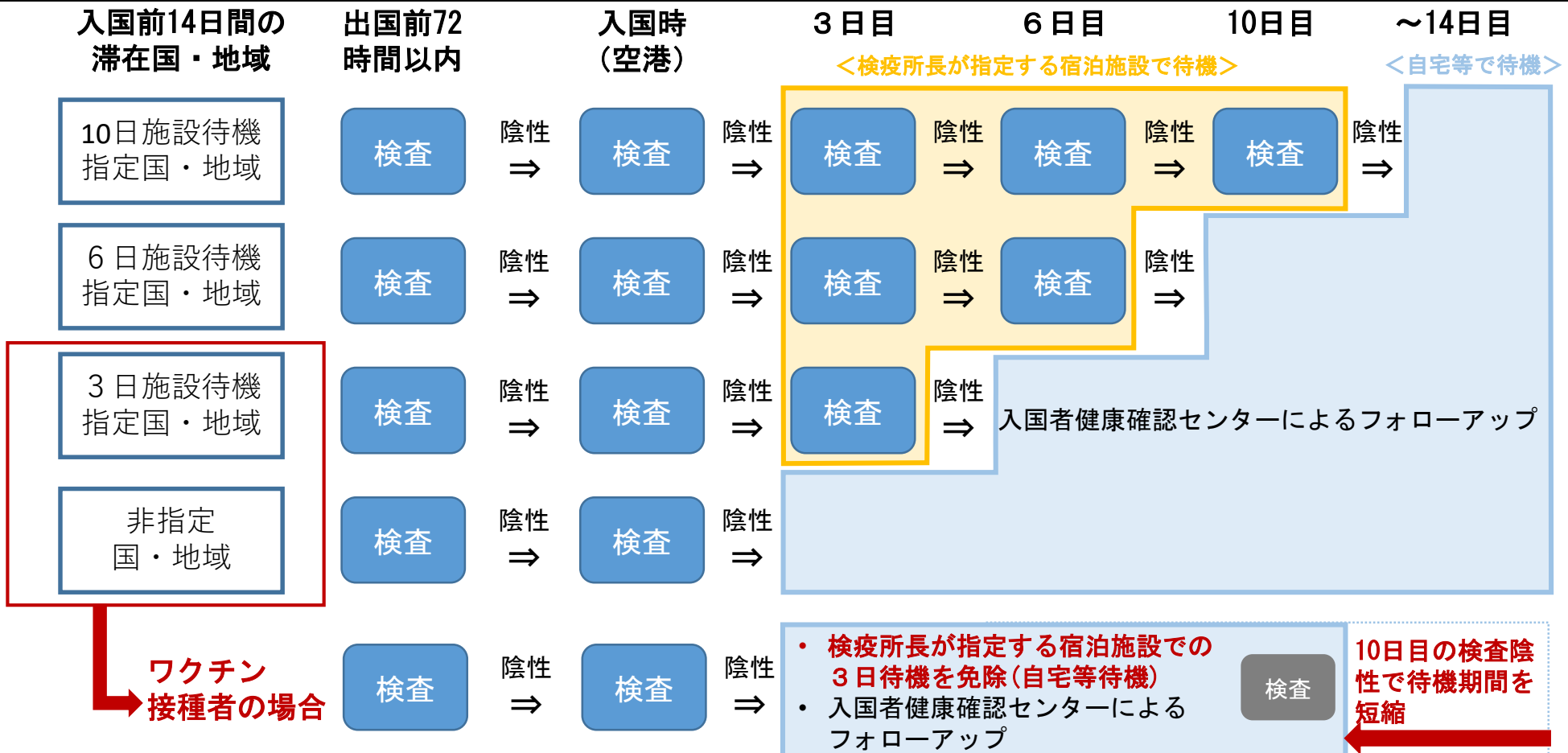


当面の見直しの要点

1. **ワクチン接種者（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ社製のワクチンを対象）に対する措置**として、
 - ①入国者（6日・10日待機指定国からの者を除く）の**自宅待機**を検査実施の上で短縮（14日自宅待機→10日自宅待機＋検査）
 - ②3日待機指定国からの入国後の**施設待機**を免除（3日施設待機→0日施設待機）
2. 水際措置の**指定国・地域の指定基準**について、**デルタ株・アルファ株以外のワクチンの効果を減弱させる又は効果が不明な変異株（ベータ株等）や、新たに出現する変異株（ミュー株等）の流入を防止するための運用に変更。**

水際措置の見直し（当面の見直し）（案）

- ① 入国者を日本人及び在留資格保持者等に限定（注）。外国人の新規入国は原則一時停止（特段の事情による入国を除く）
- ② 滞在国のリスクに応じて、検疫所長が指定する宿泊施設での待機や検査を追加実施。
- ③ 陰性が確認され自宅等での待機に入った後は、入国後14日目までフォローアップを実施。
- ④ **ワクチン接種者（6日・10日待機指定国からの者を除く）には、検疫所長が指定する宿泊施設や自宅等での待機期間、フォローアップの期間を一部短縮。**



（注） 特に対応すべき変異株の流入リスクが著しく高いと判断される場合、外国人の再入国を拒否。

1 9月17日付けの追加指定（9月20日午前0時以降適用開始）**検疫所の宿泊施設での待機期間の変更**

- (1) 待機なし→3日間待機 : ウズベキスタン、ドミニカ共和国、ロシア(ハバロフスク地方)
- (2) 10日間待機→3日間待機 : インドネシア、キルギス
- (3) 6日間待機+再入国禁止→3日間待機 : アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、モルディブ
- (4) 6日間待機→3日間待機 : アラブ首長国連邦、ザンビア、ミャンマー
- (5) 3日間待機→待機なし : アイルランド、アンドラ、イスラエル、イラン、オマーン、オランダ、カンボジア、ジンバブエ、タイ、チュニジア、ナミビア、フィジー、フィンランド、フランス、米国、ベラルーシ、マルタ、ヨルダン、ルクセンブルク、レバノン、ロシア(ハバロフスク地方及びモスクワ市を除く)

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧（9月20日以降）

- (1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（0か国）なし
- (2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（0か国）なし
- (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（45か国）
アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インド、インドネシア、ウズベキスタン、ウルグアイ、英国、エクアドル、カザフスタン、キューバ、ギリシャ、キルギス、コスタリカ、コロンビア、ザンビア、ジョージア、スペイン、スリナム、スリランカ、セーシェル、タンザニア、チリ、デンマーク、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア(2地域:ハバロフスク地方、モスクワ市)

ワクチン接種者の自宅待機期間短縮等について

1. 基本的な考え方

- 国内外における下記のような新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、日本で承認されている**ワクチン（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ）接種者の①自宅待機期間の短縮及び②3日間の施設待機期間免除（10日間の自宅待機は引き続き求める）**を実施。
 - ・日本で承認されている**ワクチン**について、**デルタ株も含め**一定の**感染予防効果がある**との知見が得られつつある。
 - ・**海外において**、待機に加えて検査を行うことで、流入リスクが下げられるとの報告があり、実際に**待機期間の短縮・撤廃等を行っている国がある**。また、**欧州等**においては**ワクチン接種者に対する待機期間の短縮等**の措置が既に導入されている。
 - ・国内におけるデータ等により、見直しを行ったとしても**流入リスクは同等程度**と考えられる。
- 一方で、引き続き、ワクチンの効果を減弱させる又は不明な**変異株等への対応が特に必要な国・地域からの入国者**については、**海外からの変異株の流入リスク等に応じた対応**を行っていく。

2. 自宅待機期間短縮（14日間から10日間）について

<ハースデータの確認>

- ・ 現行の水際措置において流入リスクの最も高い10日間施設待機の指定国・地域からの**入国者約6千5百人**について、ハースデータを確認したところ、**10日目の検査で陰性確認後、14日目までに陽性となった者は現時点では確認されていない。**

※無症状のため医療機関等にかかっていないケースや、15日目以降に陽性となるケースはあり得る。

<検査のデータからの推計（※1）>

- ・ **14日待機期間**経過後に**検査なし**で待機終了する**ワクチン非接種者**が陽性化するリスク
10万人あたり 0.03～1.5人
- ・ **10日待機期間**経過後の**検査で陰性確認後**、待機終了する**ワクチン接種者**が陽性化するリスク
10万人あたり 0.44人

3. 施設待機期間免除（3日間から0日）について

<検査のデータからの推計（※1）>

- ・ **施設待機なしの指定国・地域**から入国した**ワクチン非接種者**が空港での検査において陰性確認後、陽性化するリスク（※2）
約0.15%
- ・ **3日施設待機の指定国・地域**から入国した**ワクチン接種者**が空港での検査において陰性確認後、陽性化するリスク（※2）
約0.13%

※1 2021年5月28日～7月11日に入国した者の空港検査の検査の実績を元にワクチンの感染予防効果を70%と仮定した推計

※2 空港検査の検査で陽性となった者を除いて、その後陽性となる確率を推計

新たな変異株等への対策や必要な防疫措置を引き続き講ずることで、ワクチン接種者について自宅待機期間の短縮等を行った場合でも国内への変異株の流入リスクが増大することはないと考えられる。

国際的な人の往来の現状(概要)

(令和3年9月14日時点)

	日本人 (帰国者)				外国人					
					在留資格を有する再入国者			新規入国者(注1)		
	水際対策上特に対応すべき 変異株に対する指定国・地域等 (3段階の措置を実施)			他の 国・地域	水際対策上特に対応すべき 変異株に対する指定国・地域等 (3段階の措置を実施)			他の 国・地域		
証明検査	○				○				○	
出国前検査	○				○				○	
入国時検査	○				○				○	
入国後検査	3・6・10 日目	3・6 日目	3日目	—	再入国 拒否 (注2)	3・6・10 日目	3・6 日目	3日目	—	
設での待機期間	10日間	6日間	3日間	—		10日間	6日間	3日間	—	
追加防疫措置	<p>○ 検疫所の宿泊施設を退所し、入国後14日目まで自宅等待機</p> <p>○ 公共交通機関の不利用</p> <p>○ 誓約書あり</p> <p>○ 入国後フォローアップ(健康状態の報告や位置情報確認アプリによる確認、ビデオ通話、見回り等)</p> <p>※ 閣僚等の要人が海外出張から帰国した際の防疫措置について、出張先での感染対策及び帰国後に必要な防疫措置を講じることを条件に、帰国後14日以内であっても必要な公務等に限り復帰を認める。(公益性の高い民間人等のお出張にも準用する。)</p>									

**ビジネストラック・
レジデンストラックを含め
一時停止**

(「特段の事情」による
入国を除く)

(注1) 外国人の「特段の事情」による新規入国については、「特に人道に配慮すべき事情がある者」等、個別の事情を踏まえ、十分な防疫措置を講じることを前提に、入国者数を絞った形で認めている。
 (注2) 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域については、検疫所の宿泊施設での待機期間を3・6・10日間の3段階に分けて指定。10日間待機及び6日間待機対象の国・地域のうち、特に対応すべき変異株の流入リスクが著しく高いと判断される場合、「特段の事情」がない限り、外国人の再入国を拒否する。

外国人入国者数及び日本人帰国者数の推移（令和2年8月～令和3年8月）（速報値）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

単位:人 (1日平均は小数以下を四捨五入)		外国人入国者数			スキーム別内訳(外国人)							日本人帰国者数
		総数	新規	再入国	レジデントラック・ 全世界新規入国措置(※1)		ビジネストラック(※1)		その他の入国者数(※2)			
					新規入国	再入国	新規入国	再入国	総数	新規	再入国	
令和2年	8月	15,882	2,593	13,289	428	32			15,422	2,165	13,257	23,939
	1日平均	512	84	429	14	1			497	70	428	772
	9月	18,861	5,937	12,924	2,933	52	2	0	15,874	3,002	12,872	23,351
	1日平均	629	198	431	98	2	0	0	529	100	429	778
	10月	35,578	20,817	14,761	14,697	30	290	27	20,534	5,830	14,704	26,645
	1日平均	1,148	672	476	474	1	9	1	662	188	474	860
	11月	66,603	50,993	15,610	44,798	13	923	22	20,847	5,272	15,575	30,453
1日平均	2,220	1,700	520	1,493	0	31	1	695	176	519	1,015	
12月	69,742	53,187	16,555	47,291	0	905	1	21,545	4,991	16,554	57,601	
1日平均	2,250	1,716	534	1,526	0	29	0	695	161	534	1,858	
令和3年	1月	55,718	37,183	18,535	33,740	0	951	0	21,027	2,492	18,535	25,232
	1日平均	1,797	1,199	598	1,088	0	31	0	678	80	598	814
	2月	13,832	1,467	12,365	0	0	0	0	13,832	1,467	12,365	20,994
	1日平均	494	52	442	0	0	0	0	494	52	442	750
	3月	19,398	2,018	17,380	0	0	0	0	19,398	2,018	17,380	38,929
	1日平均	626	65	561	0	0	0	0	626	65	561	1,256
	4月	17,558	3,594	13,964	0	0	0	0	17,558	3,594	13,964	29,797
	1日平均	585	120	465	0	0	0	0	585	120	465	993
	5月	17,376	5,120	12,256	0	0	0	0	17,376	5,120	12,256	32,414
	1日平均	561	165	395	0	0	0	0	561	165	395	1,046
6月	17,285	5,722	11,563	0	0	0	0	17,285	5,722	11,563	43,441	
1日平均	576	191	385	0	0	0	0	576	191	385	1,448	
7月	59,466	47,125	12,341	0	0	0	0	59,466	47,125	12,341	51,627	
1日平均	1,918	1,520	398	0	0	0	0	1,918	1,520	398	1,665	
8月	34,963	17,225	17,738	0	0	0	0	34,963	17,225	17,738	45,555	
1日平均	1,128	556	572	0	0	0	0	1,128	556	572	1,470	

※1. レジデントラック・ビジネストラック及び全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置は、それぞれ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(令和2年6月18日対策本部)等及び「国際的な人の往来の再開」(令和2年9月25日対策本部)による措置である。

いずれも、各スキームの対象者として発給された査証の種類により区分した入国者数である(レジデントラックと全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置は査証の種類が同じため、同一の欄に計上している)。

※2. 「その他の入国者数」とは、本表に記載された入国スキーム以外の方法による入国者であり、人道上有るいは公益上等の特段の事情により入国を許可された者の他、特別永住者、上陸拒否とならない国・地域から入国した者等の数である。



単位：人 (1日平均は小数以下を四捨五入)	総数	外国人入国者数			日本人帰国者数
		小計	新規入国	再入国	
8/2（月）～8/8（日）合計	18,075	5,966	2,155	3,811	12,109
1日平均	2,582	852	308	544	1,730
8/9（月）～8/15（日）合計	16,561	6,437	2,542	3,895	10,124
1日平均	2,366	920	363	556	1,446
8/16（月）～8/22（日）合計（※1）	22,731	13,104	8,591	4,513	9,627
1日平均	3,247	1,872	1,227	645	1,375
8/23（月）～8/29（日）合計	16,275	7,012	3,033	3,979	9,263
1日平均	2,325	1,002	433	568	1,323

※1 8月16日から入国者総数を1日当たり3,500人程度に緩和。

※2 本表の数値は速報値であるため、今後変動し得る。

各国における水際防疫措置

参考

(令和3年9月15日時点)

国名	出国前検査	入国時検査	停留・待機措置	
日本	検査	検査	3～10日 施設停留 14日 自主隔離	
フランス	検査	一部検査 (日、米、豪、 欧州等からの 入国者は不要)	0～10日 自主隔離	(一部のワクチン接種者は隔離免除) 日本からの入国の場合：0日
英国	検査	なし	0～10日 自主隔離 10日 施設停留	(一部のワクチン接種者は隔離免除) 日本からの入国の場合：10日 自主隔離
イタリア	検査	なし	0～10日 自主隔離	(一部のワクチン接種者は隔離免除) 日本からの入国の場合：5日 自主隔離
米国	検査	一部検査 (北マリアナ 諸島で入国の場合 のみ)	7～10日 自主隔離推奨 5～10日 施設停留	(北マリアナ諸島、ハワイ、 グアムで入国の場合のみ)
中国	検査	検査	14日 施設停留	(一部の地方) +7～14日 施設停留又は自主隔離
シンガポール	一部検査 (香港、マカオ、中 国本土、台湾からの 入国者は不要)	検査	0～14日 施設停留	(一部のワクチン接種者等 は自宅隔離も可) 日本からの入国の場合： 14日 施設停留
インドネシア	検査	なし	8日 施設停留	6日 自主隔離 推奨
ベトナム	検査	検査	14日 施設停留 (ワクチン接種者は 7日施設停留+7日自主隔離)	14日 自主隔離 (事前許可があれば出勤可)
タイ	検査	検査	14日 施設停留	
オーストラリア	検査	なし	14日 施設停留	

(注：各国におけるワクチン接種者に対する隔離免除等には、それぞれ一定の条件有り。)

各国における入国者数上限設定／外国人入国者数の推移

国名	上限	A 2019年(1-12月) 外国人入国者数(人/日)	B 2021年6月 外国人入国者数(人/日)	B/A (%)
日本 ※1	あり	85,444	576	0.7
フランス ※2	なし	※3 398,493	※4・5 55,333	13.9
イタリア ※4	なし	174,663	※6 37,861	21.7
ドイツ ※2・3	なし	129,265	26,462	20.5
米国 ※2	なし	217,260	※6 53,150	24.5
英国 ※1	なし	140,462	16,280	11.6
中国 ※2	—	134,558	※7 80,331	59.7
シンガポール ※2	なし	52,384	334	0.6
インドネシア ※2	なし	44,129	4,575	10.4
ベトナム ※2	なし	49,342	200	0.4
オーストラリア ※2	あり	25,934	1,226	4.7

【参考】

(1) 表中の「—」は公開情報がないもの

(2) ※1: 入国者数に乗員は含まれない

※2: 入国者数に乗員を含むかは不明

※3: 入国者数に自国民帰国者数を含む

※4: 入国者数に自国民帰国者数を含むかは不明

※5: 2021年(1-6月)の入国者数から算出

※6: 2021年入国者数は非公表のため、2020年(1-12月)の平均値

※7: 2021年入国者数は非公表のため、2020年(1-6月)の平均値

(3) 韓国・台湾

入国／入域者数上限設定なし

外国人入国／入域者数 韓国(※1) (2019年) 47,953人/日、(2021年6月) 2,568人/日(2019年の5.36%)

台湾 (2019年) 32,504人/日、(2021年6月) 93人/日(2019年の0.29%)